

善通寺市 人口ビジョン

令和7年3月

香川県 善通寺市

目次

1. 策定の背景	1
(1)「善通寺人口ビジョン」の位置づけ	1
(2)「善通寺市人口ビジョン」の対象期間	1
2. 人口の現状分析.....	2
(1) 人口の推移	2
(2) 人口の自然増減.....	5
(3) 人口の社会増減.....	8
(4) 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響	17
(5) 雇用状況の変化.....	18
3. 将来人口推計	20
(1) 総人口の将来人口推計	20
(2) 年齢3区分別人口の将来人口推計	22
(3) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度	24
4. 人口の将来展望.....	26
(1) 現状と課題の整理.....	26
(2) 目指すべき将来の方向	28
(3) 人口の将来展望.....	29

1. 策定の背景

日本の人口は、平成 20(2008)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入りました。今後も年少人口(0～14 歳)の減少と老年人口(65 歳以上)の増加を伴いながら、加速度的に人口減少が進み、令和 42(2060)年には、約 9,300 万人まで減少すると予測されています。

国においては、この状況に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、平成 26(2014)年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。同年 12 月には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び平成 27(2015)年度を初年度とする 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、令和元年 12 月には令和 2 年度を初年度とする「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。その後令和 4 年 12 月には「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和 5(2023)年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら社会課題解決や魅力向上の取組みを加速化・進化することとされました。

本市においても、人口減少問題を喫緊の重要課題ととらえ、平成 27 (2015) 年に「善通寺市人口ビジョン」と「善通寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に全市で取り組んできたところではありますが、本市の総人口は減少が続き、令和 6 年 (2024) 年 12 月末日で住民基本台帳に記録されている人口は、29,891 人となっています。

人口減少が続く中、「善通寺市デジタル田園都市国家構想総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」の策定にあたっては、いかに減少傾向を抑制し、安定化を図るかが重要となっています。

本ビジョンは、最新の統計資料等に基づき、社会情勢の変化を加味した新たな人口の将来展望を提示するために、「善通寺市人口ビジョン」に必要な改定を行ったものです。

(1)「善通寺人口ビジョン」の位置づけ

「善通寺市人口ビジョン」は、「善通寺市デジタル田園都市国家構想総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画・立案する上で重要な基礎と位置づけられるもので、善通寺市における人口の現状分析を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

(2)「善通寺市人口ビジョン」の対象期間

「善通寺市人口ビジョン」の対象期間は、令和 42 (2060) 年までとします。

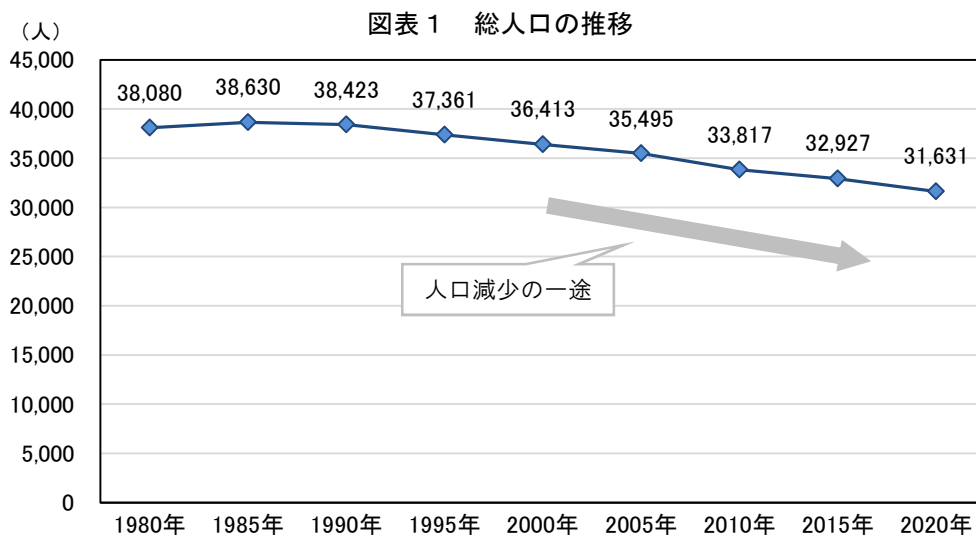
2. 人口の現状分析

(1)人口の推移

①. 総人口の推移

本市の総人口の推移をみると、昭和 60（1985）年に 38,630 人に達したのち、徐々に減少しています。令和 2（2020）年に行われた国勢調査によると、本市の人口は 31,631 人であり、これは昭和 60（1985）年から 30 年間で約 18%の減少ということになります。

昭和 55（1980）年から昭和 60（1985）年にかけて 550 人の増加を記録したのち、減少傾向となり徐々にその幅を広げ、平成 17（2005）年から平成 22（2010）年にかけて 1,678 人の減少を記録、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけては 1,296 人の減少となっています。



単位：人

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
総人口	38,080	38,630	38,423	37,361	36,413	35,495	33,817	32,927	31,631
5年前 比増減		550	-207	-1,062	-948	-918	-1,678	-890	-1,296

資料：国勢調査

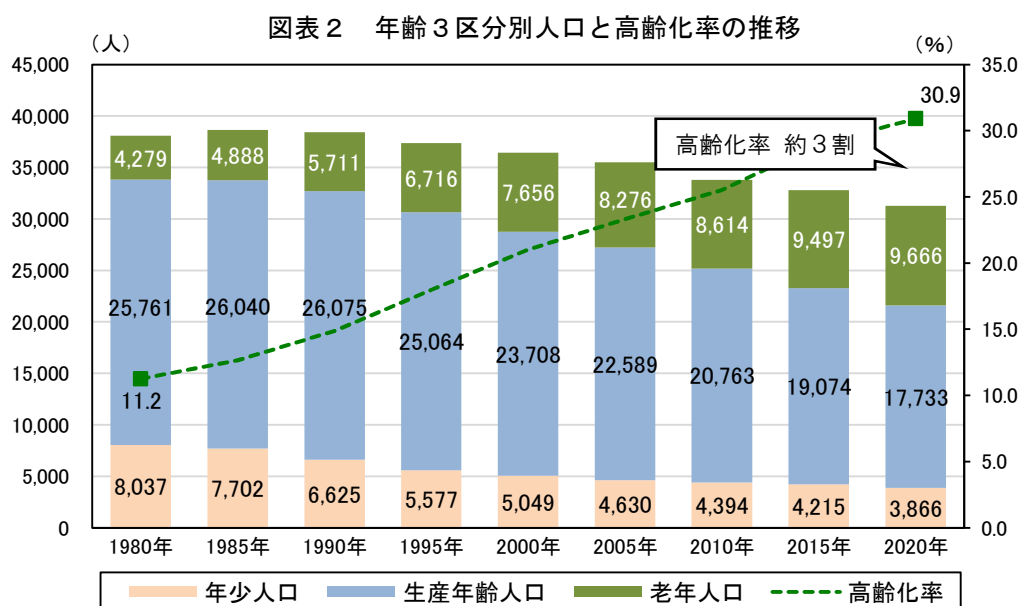
②. 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は、減少を続けています。令和2（2020）年には3,866人となり、これは昭和55（1980）年から40年間で約48%の減少ということになります。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成2（1990）年まではわずかに増加しましたが、その後大きく減少し、令和2（2020）年には17,733人となりました。これは、平成2（1990）年の26,075人と比べて約32%の減少ということになります。

老年人口（65歳以上）は、増加の一途を辿っています。平成7（1995）年に年少人口を上回ると、令和2（2020）年には9,666人に達しました。これは、昭和55（1980）年から40年間で約125%の増加ということになります。

また、高齢化率も昭和55（1980）年の11.2%から年々上昇し、令和2（2020）年には30.9%となっています。年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の急増という傾向がみられることから、今後も高齢化率が上昇していくと考えられます。



単位：人、%

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
年少人口	8,037	7,702	6,625	5,577	5,049	4,630	4,394	4,215	3,866
生産年齢人口	25,761	26,040	26,075	25,064	23,708	22,589	20,763	19,074	17,733
老年人口	4,279	4,888	5,711	6,716	7,656	8,276	8,614	9,497	9,666
高齢化率	11.2	12.7	14.9	18.0	21.0	23.3	25.5	29.0	30.9

資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分合計と値が一致しない場合があります。

※高齢化率は年齢不詳を除いた総人口を分母としています。

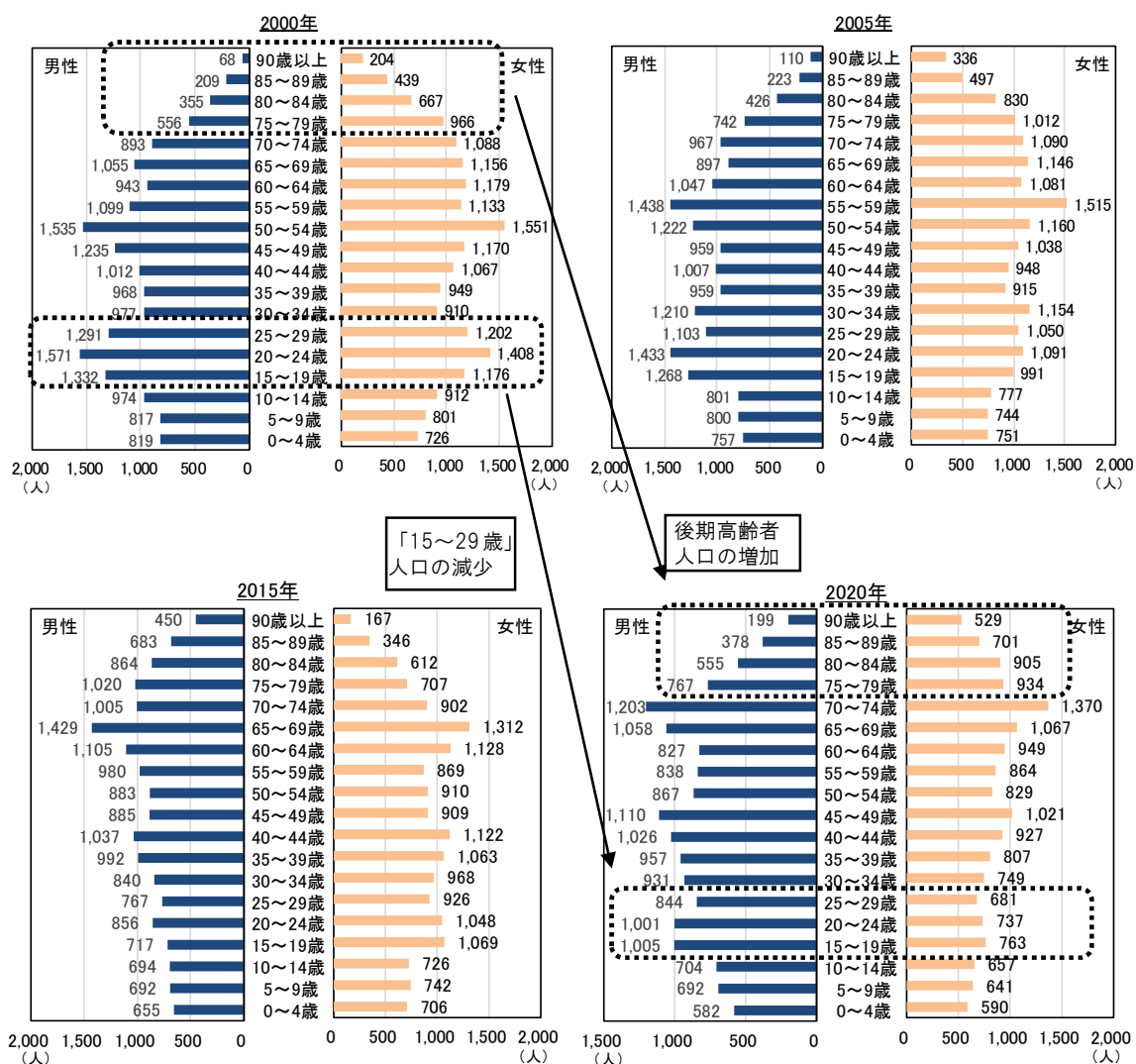
③. 5歳階級別人口ピラミッドの推移

平成 12（2000）年から令和 2（2020）年の 5 歳階級別人口ピラミッドの推移をみると、老年人口においては、特に後期高齢者人口（75 歳以上）の増加がみられ、平成 12（2000）年と令和 2（2020）年を比較すると、男性は 711 人、女性は 793 人増加しています。

一方、「15～29 歳」人口が大きく減少しており、平成 12（2000）年と令和 2（2020）年を比較すると、男性は 1,344 人、女性は 1,605 人減少しています。

さらに、一定の人口規模を持つ団塊ジュニア世代が年齢を重ねて老年人口となる過程がみられるため、今後も高齢化率が上昇し続けることが予想されます。

図表 3 5 歳階級別人口ピラミッドの推移



資料：国勢調査

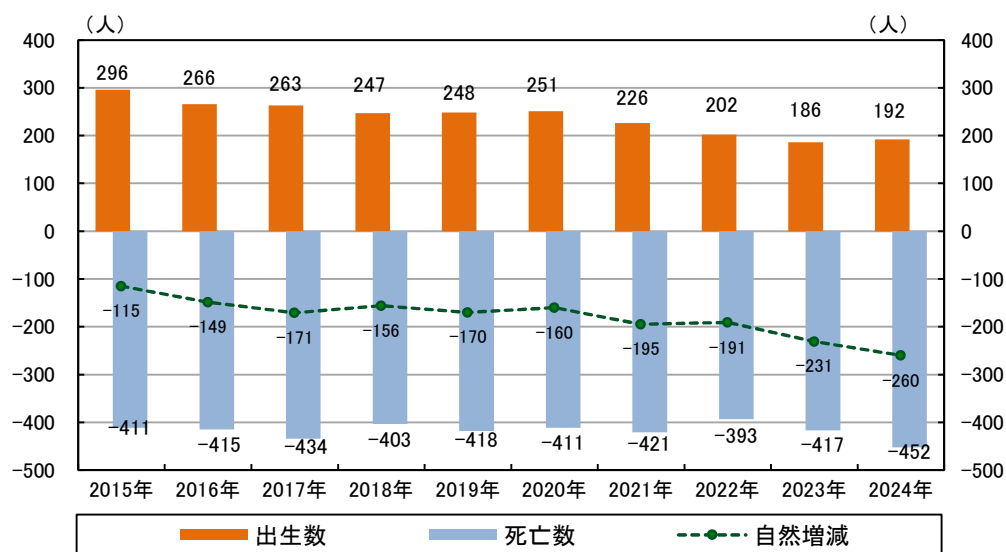
(2)人口の自然増減

①. 自然増減（出生・死亡）の推移

出生数の推移をみると、減少傾向であり、令和2（2020）年以降、約230～190人未満で推移しています。

一方、死亡数は、平成22（2010）年以降、約400～450人で推移しており、令和6（2024）年では452人となっています。いずれの年も死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

図表4 出生数、死亡数、自然増減の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

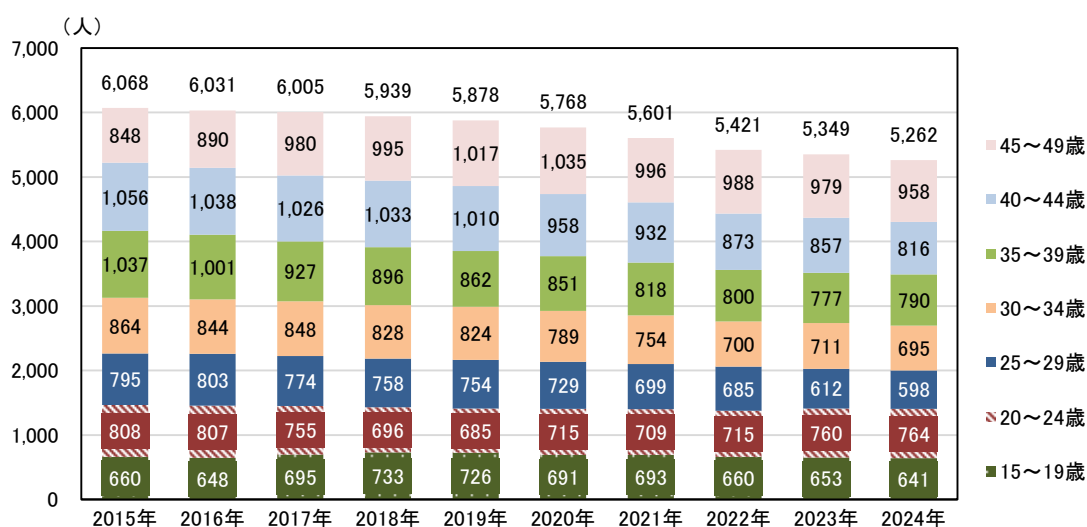
②. 15～49 歳女性人口の推移

15 歳から 49 歳までの女性の人口の推移をみると、減少を続けています。平成 27（2015）年には 6,068 人でしたが、令和 6（2024）年には 5,262 人と 6,000 人未満となっています。

5 歳階級別にみると、平成 27（2015）年と令和 6（2024）年を比べた場合、45～49 歳は増加している一方、それ以外の年齢層は減少しています。

15～49 歳の女性の人口は、出生数に大きく関わっているため、将来の人口を考える上でも非常に重要な要素といえます。

図表 5 15～49 歳女性人口の推移



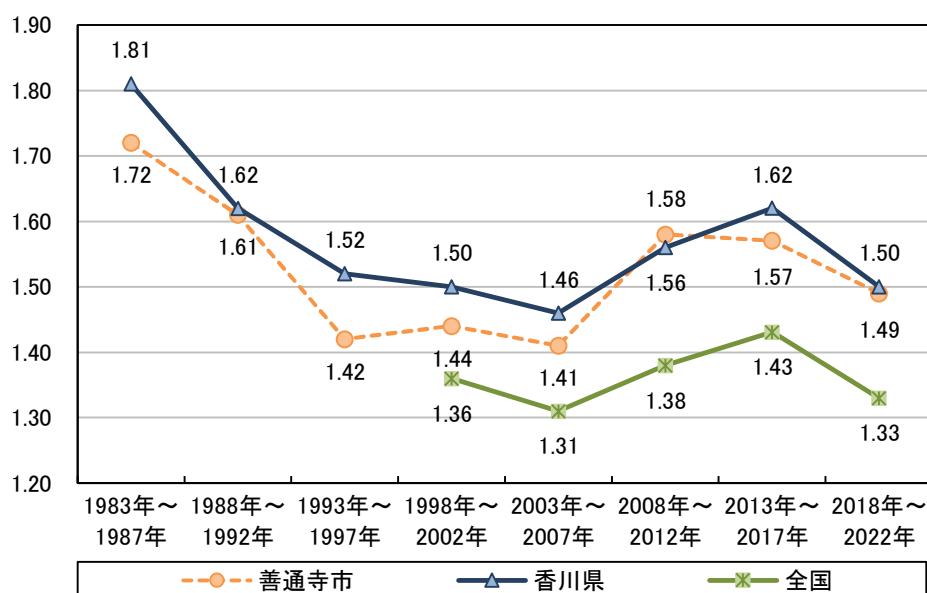
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

③. 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1 人の女性が一生に産む子どもの人数とされています。現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安（人口置換水準）は、令和 6（2024）年の日本では概ね 2.07 となっています。

本市の合計特殊出生率をみると、1983 年～1987 年の 1.72 から下降し、2003 年～2007 年に 1.41 となったのち、2008 年～2012 年にはやや上昇し 1.58 に、2013 年～2017 年は 1.57、2018 年～2022 年には 1.49 となりました。県全体と似た傾向で推移していますが、全国よりも高く、また、2008 年～2012 年には県全体よりも高い数値となっています。しかし、前述の現在の人口を維持できる水準より低く、また、出生率を算出する際に分母となる「15～49 歳女性人口」が減少しているため、合計特殊出生率の上昇が、出生数を大きく増加させるに至らないと考えられます。

図表 6 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



	1983 年～ 1987 年	1988 年～ 1992 年	1993 年～ 1997 年	1998 年～ 2002 年	2003 年～ 2007 年	2008 年～ 2012 年	2013 年～ 2017 年	2018 年～ 2022 年
善通寺市	1.72	1.61	1.42	1.44	1.41	1.58	1.57	1.49
香川県	1.81	1.62	1.52	1.50	1.46	1.56	1.62	1.50
全国				1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態保健所・市町村別統計

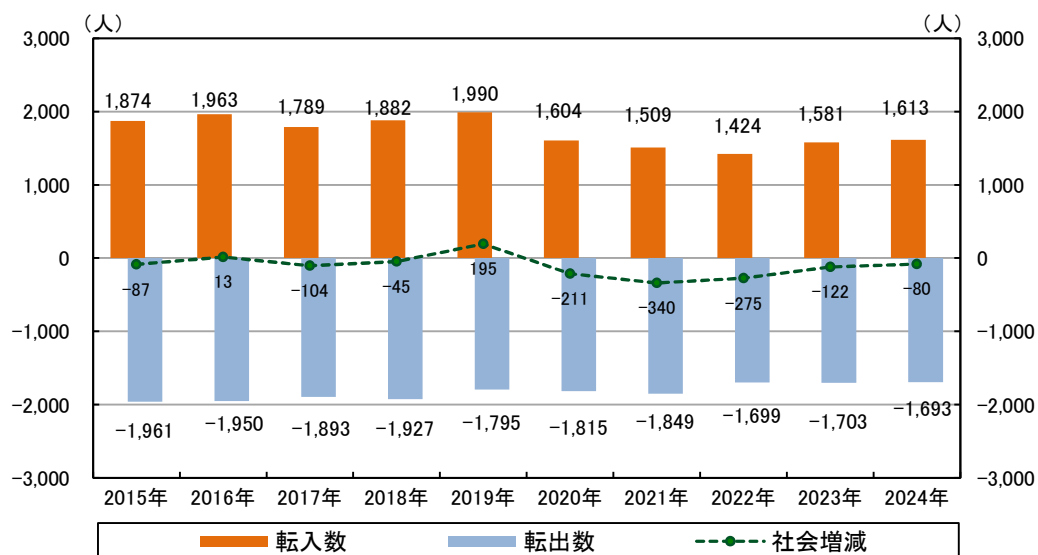
(3)人口の社会増減

①. 社会増減（転入・転出）の推移

転入数の推移をみると、平成 27（2015）年以降、増減を繰り返しながら推移しており、令和 6（2024）年では 1,613 人となっています。

転出数においても、増減を繰り返しながら推移しており、令和 6（2024）年では 1,693 人となっています。平成 23（2011）年、平成 27（2015）年、平成 30（2018）年に社会増となった以外は、転出数が転入数を上回る社会減で推移しています。

図表 7 転入数、転出数、社会増減の推移

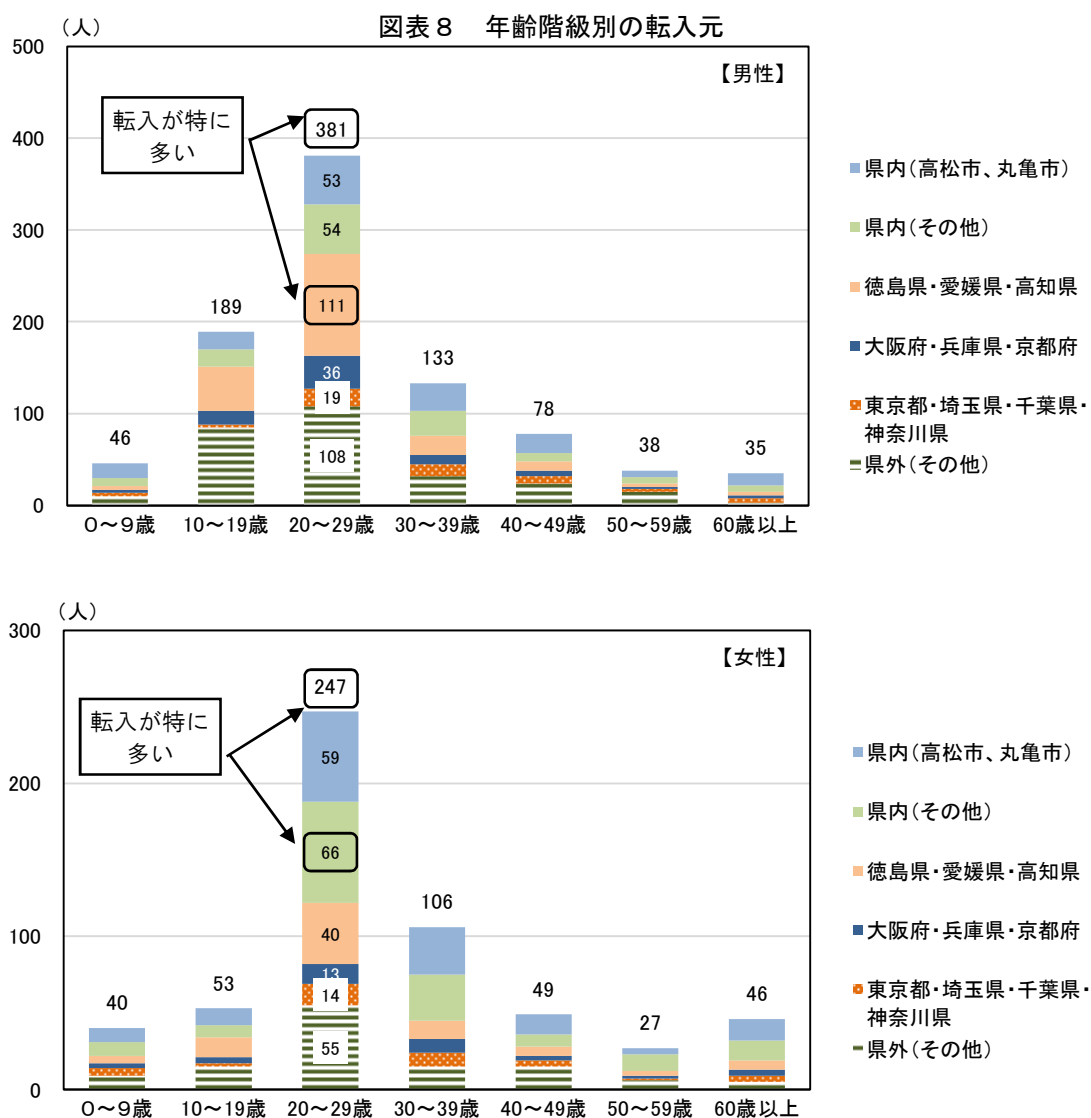


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

②. 年齢階級別、男女別の人口移動（転入元）

令和5（2023）年の人口移動について転入をみると、男女ともに「20～29 歳」が多くなっています。また、「60 歳以上」を除いて、女性より男性の転入数が多く、特に「20～29 歳」は134 人、男性の方が多くなっています。

転入元を地区別にみると、男性の「20～29 歳」の「徳島県・愛媛県・高知県」、「県内（その他）」、「県内（高松市、丸亀市）」が特に多くなっています。女性は、「20～29 歳」「県内（その他）」と「県内（高松市、丸亀市）」が比較的多くなっています。

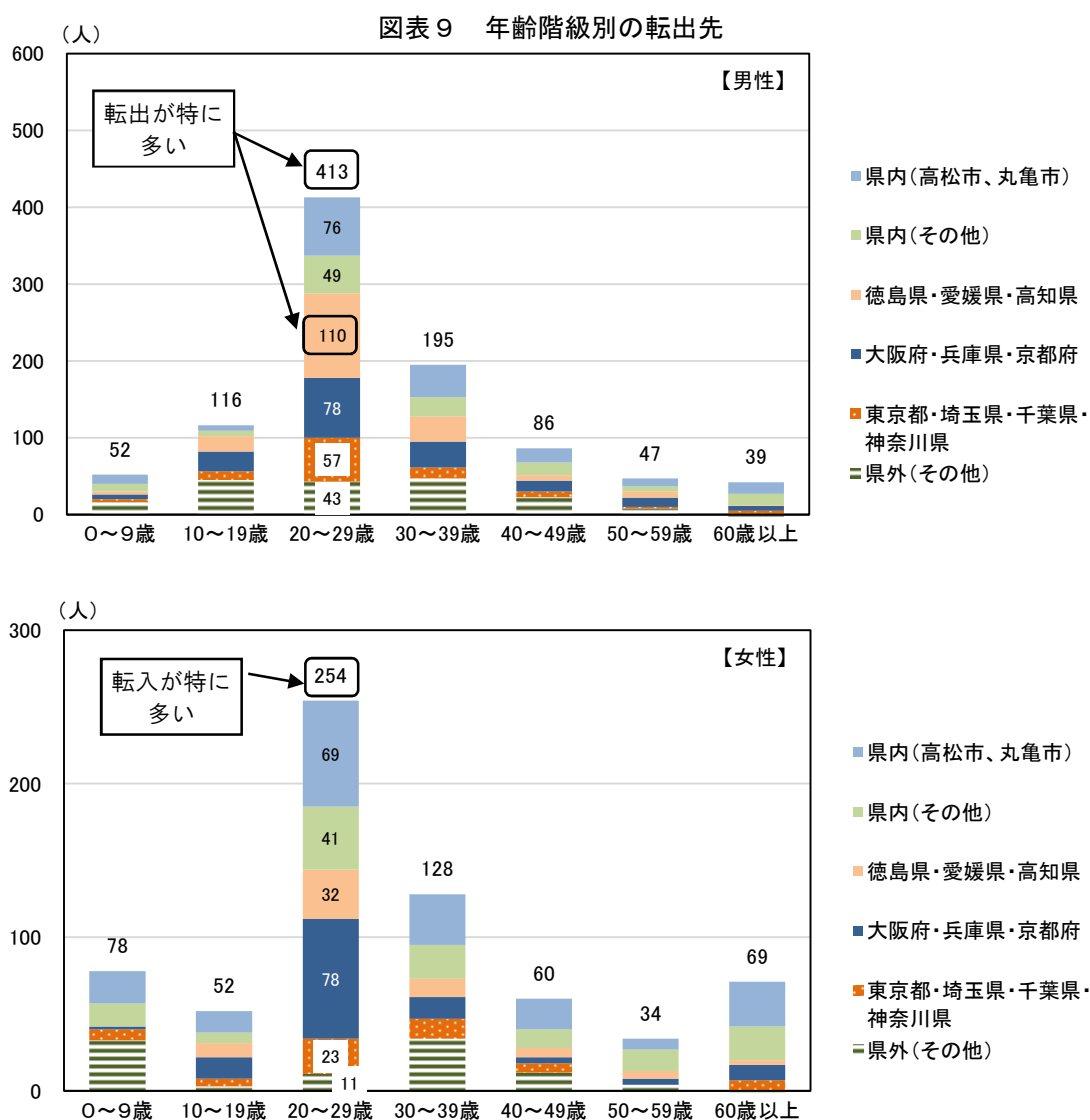


資料：令和5年住民基本台帳人口移動報告

③. 年齢階級別、男女別の人口移動（転出先）

令和5（2023）年の人口移動について転出をみると、男女ともに「20～29 歳」が多くなっています。また、「0～9 歳」と「60 歳以上」以外の年代で、女性より男性の転出数が多く、特に「20～29 歳」は 159 人、「30～39 歳」は 67 人、男性の方が多くなっています。

転出先を地区別にみると、男性の「20～29 歳」の「徳島県・愛媛県・高知県」、「大阪府・兵庫県・京都府」、「県内（高松市・丸亀市）」が特に多くなっています。女性は、「20～29 歳」は「大阪府・兵庫県・京都府」への転出が最も多く、それ以外の年代は「県内（高松市・丸亀市）」、「と「県内（その他）」が多くなっています。

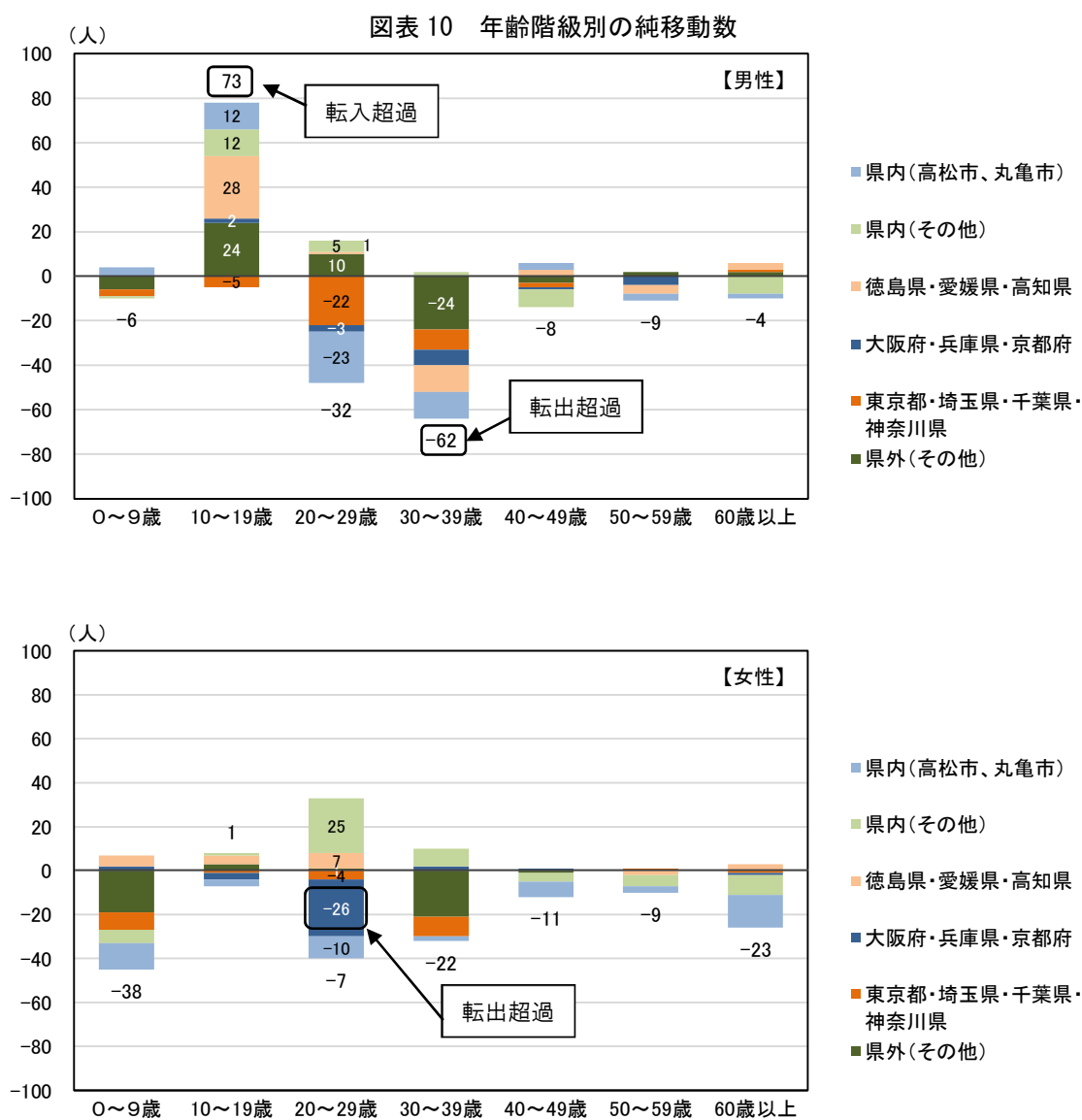


資料：令和5年住民基本台帳人口移動報告

④. 年齢階級別、男女別の人口移動（純移動数）

令和5（2023）年の人口移動について純移動数（転入数-転出数）をみると、男性の「10～19 歳」が73 人と他の年代より大きく転入超過となっていますが、「30～39 歳」では-62 人と他の年代より大きく転出超過となっています。

地区別にみると、男性の「10～19 歳」の「徳島県・愛媛県・高知県」で他の年代より大きく転入超過となっていますが、「20～29 歳」の「県内（高松市、丸亀市）」「30～39 歳」の「県外（その他）」で他の年代より大きく転出超過となっています。女性は、「20～29 歳」の「大阪府・兵庫県・京都府」が他の年代より大きく転出超過となっています。



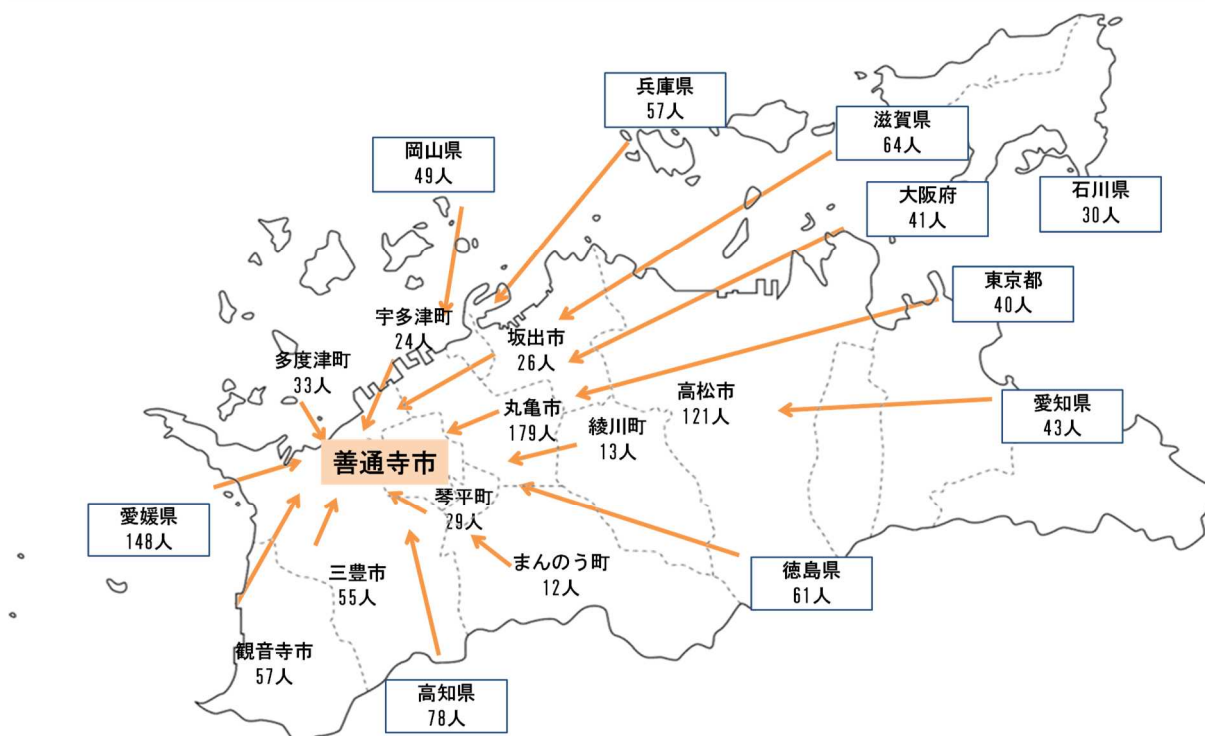
資料：令和5年住民基本台帳人口移動報告

⑤. 転入元の詳細（県内外・男女別）

令和5（2023）年の人口移動について転入元の都道府県別の詳細をみると、香川県内からの転入が575人と他の都道府県を大きく引き離しています。愛媛県、高知県、滋賀県がこれに続いて多くなっています。女性より男性の転入の総数が多く、上位に挙げられるすべての都道府県で、男性の転入数の方が多くなっています。

転入元の県内の市町村別の詳細をみると、丸亀市からの転入が179人と最も多く、これに高松市、観音寺市を加えた3市で、県内からの転入の62%を占めています。

図表 11 転入元の詳細



資料：令和5年住民基本台帳人口移動報告

図表 12 転入元の詳細（自治体・男女別）

【転入元】（都道府県別・香川県以外上位 10 位まで）

単位：人

都道府県名	総数	男性	女性
総数	1,467	901	566
香川県	575	291	284
愛媛県	148	103	45
高知県	78	57	21
滋賀県	64	51	13
徳島県	61	42	19
兵庫県	57	37	20
岡山県	49	25	24
愛知県	43	36	7
大阪府	41	26	25
東京都	40	22	18
石川県	30	0	30

【転入元】（香川県内）

単位：人

自治体名	総数	男性	女性
丸亀市	179	87	92
高松市	121	72	49
観音寺市	57	26	31
三豊市	55	20	35
多度津町	33	19	14
琴平町	29	15	14
坂出市	26	9	17
宇多津町	24	14	10
綾川町	13	8	5
まんのう町	12	5	7

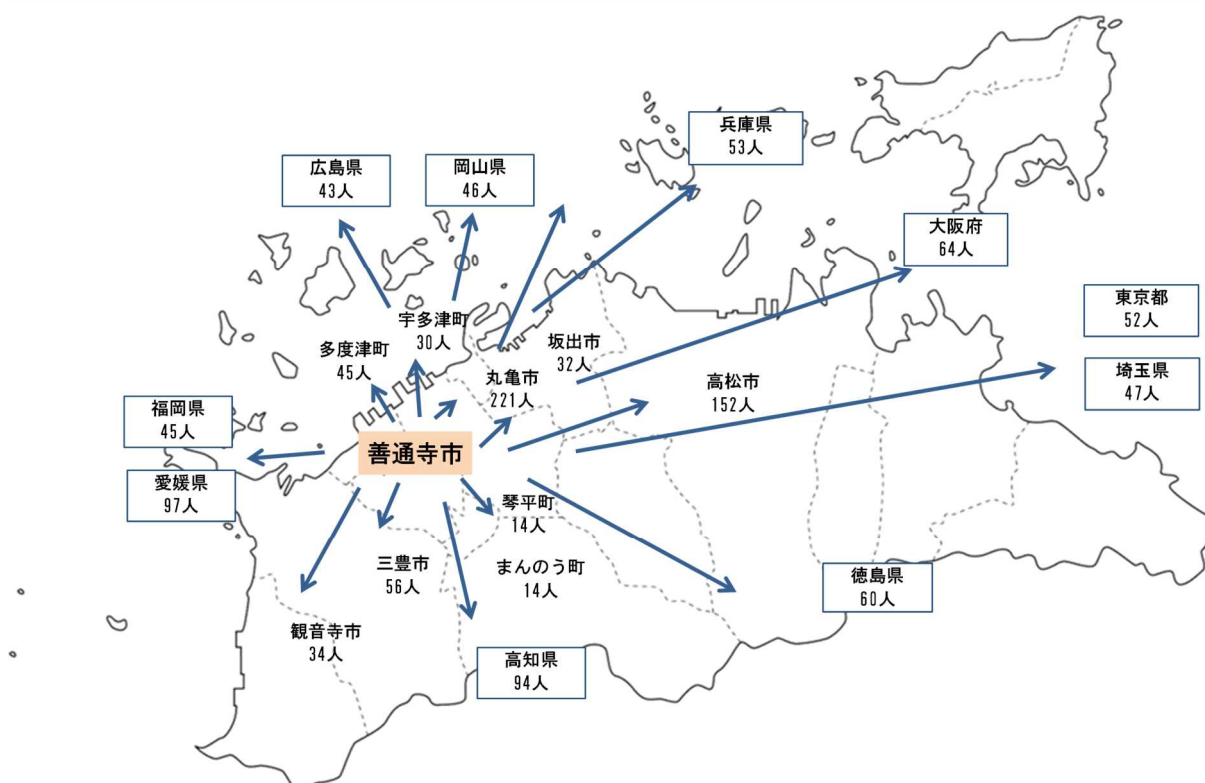
資料：令和 5 年住民基本台帳人口移動報告

⑥. 転出先の詳細（県内外・男女別）

令和5（2023）年の人口移動について転出先の都道府県別の詳細をみると、香川県内への転出が636人と他の都道府県を大きく引き離しています。愛媛県、高知県、大阪府がこれに続いて多くなっています。女性より男性の転出の総数が多く、岡山県、広島県以外の上に挙げられる都道府県で、男性の転出数の方が多くなっています。

転出先の県内の市町村別の詳細をみると、丸亀市への転出が221人と最も多く、これに高松市を加えた2市で、県内への転出の約60%を占めています。

図表 13 転出先の詳細



資料：令和5年住民基本台帳人口移動報告

図表 14 転出先の詳細（自治体・男女別）

【転出先】（都道府県別・香川県以外上位 10 位まで） 単位：人

都道府県名	総数	男性	女性
総数	1,624	948	676
香川県	636	310	326
愛媛県	97	71	26
高知県	94	78	16
大阪府	64	35	29
徳島県	60	34	26
兵庫県	53	28	25
東京都	52	33	19
埼玉県	47	28	19
岡山県	46	22	24
福岡県	45	24	21
広島県	43	21	22

【転出先】（香川県内） 単位：人

自治体名	総数	男性	女性
丸亀市	221	101	120
高松市	152	79	73
三豊市	56	30	26
多度津町	45	20	25
観音寺市	34	16	18
坂出市	32	16	16
宇多津町	30	17	13
まんのう町	14	6	8
琴平町	14	6	8

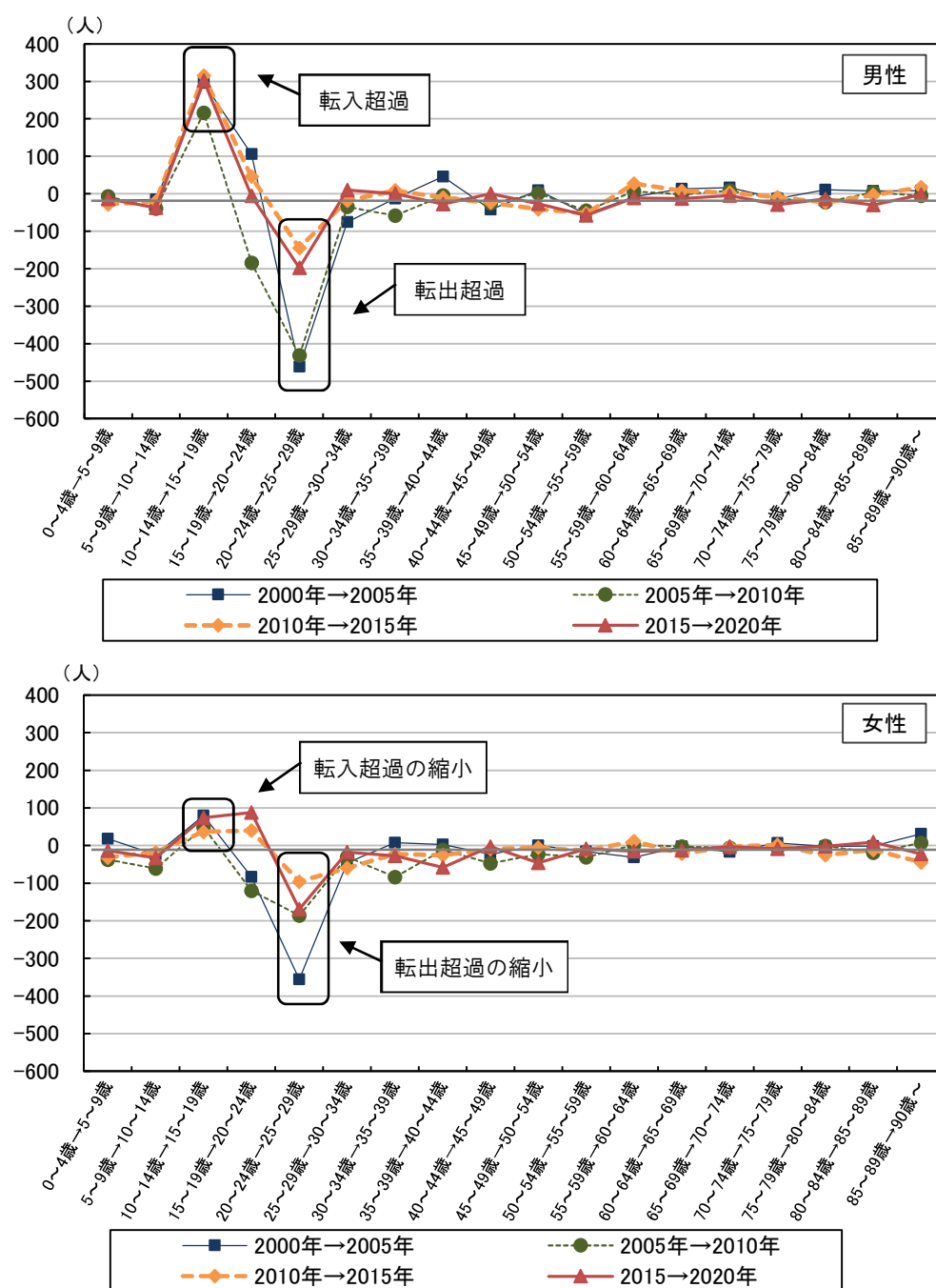
資料：令和 5 年住民基本台帳人口移動報告

⑦. 男女別・5歳階級別人口移動の長期的動向

国勢調査の結果を用いて平成12(2000)年から令和2(2020)年までの純移動数を推計し、年齢別、男女別の長期的動向を比較してみると、男性では、「10～14歳→15～19歳」で転入超過となる一方、「20～24歳→25～29歳」で大きく転出超過となっています。

女性においても男性同様に「10～14歳→15～19歳」で転入超過となる一方、「20～24歳→25～29歳」で転出超過となっています。それぞれの超過の度合いは男性より小さく、徐々に縮小する傾向にあります。

図表15 年齢階級別人口移動の推移

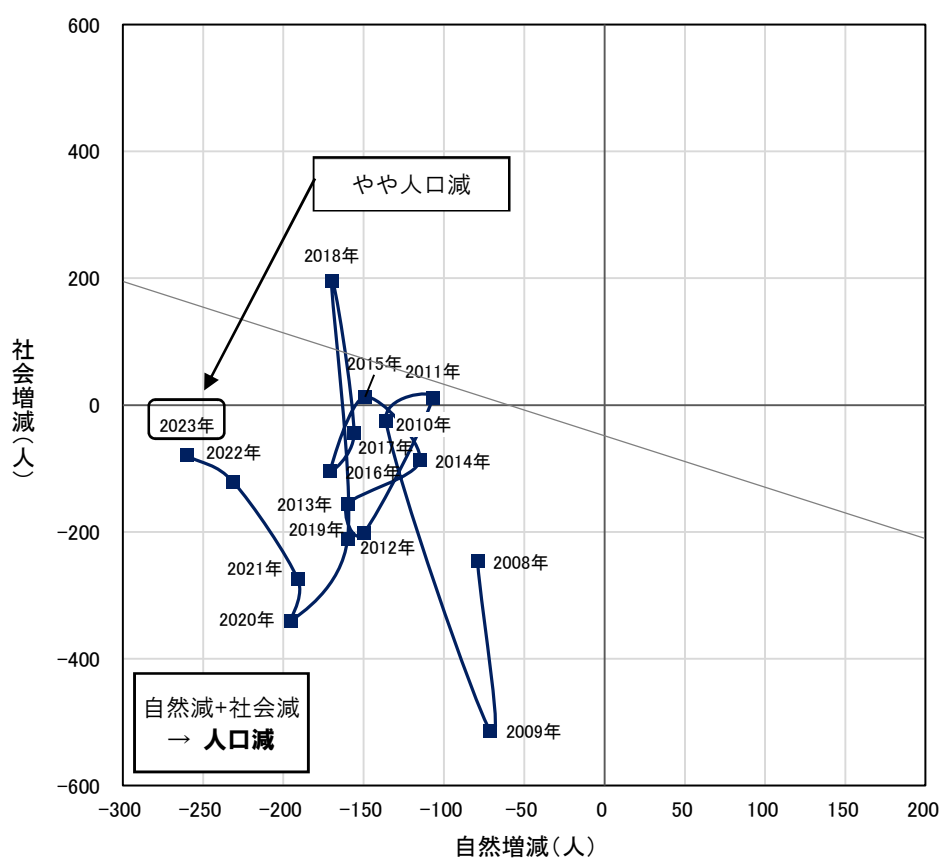


資料：まち・ひと・しごと創生本部作成資料より

(4) 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

社会増減（転入数-転出数）を縦軸に、自然増減（出生数-死亡数）を横軸に取り、本市の総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響をみると、平成 20（2008）年以降、「自然減」が続いており、平成 23（2011）年、平成 27（2015）年、平成 30（2018）年において「社会増」となりましたが、それ以外は「社会減」で推移しています。平成 30（2018）年に「社会増」が「自然減」を上回り、わずかに人口が増加しているものの、人口の減少が続いています。

図表 16 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響



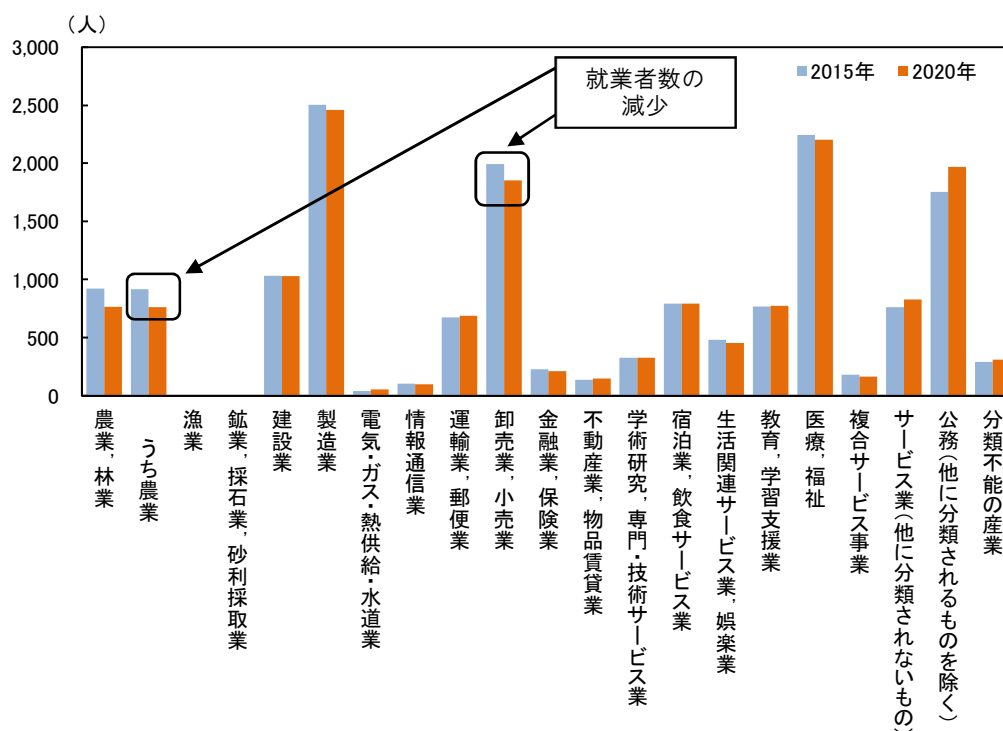
資料：RESAS より（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）

(5)雇用状況の変化

平成 27（2015）年と令和 2（2020）年の産業分類別就業者数を比較し、雇用状況の変化をみると、5 年間で就業者の総数は 103 人（0.7%）減少しています。産業分類別にみると、就業者数が減少しているのは、「農業、林業（うち農業）」（-154 人）が最も多く、「卸売業、小売業」（-141 人）が続きます。一方、「公務」（+216 人）、「サービス業（他に分類されないもの）」（+66 人）は、就業者数が増加しています。

男女別にみると、男女ともに就業者数は減少しており、男性は 130 人、女性は 24 人の減少となっています。さらに産業分類別にみると、男性は「卸売業、小売業」（-94 人）、女性は「農業、林業（うち農業）」（-68 人）において、最も多く就業者数が減少しています。

図表 17 産業分類別就業者数（総数、2015 年と 2020 年の比較）



資料：国勢調査

図表 18 産業分類別就業者数の変化（2015 年と 2020 年の比較）

単位：人

単位：人	総数		男性		女性	
	2015年	2020年	2015年	2020年	2015年	2020年
総数	15,239	15,133	8,747	8,617	6,492	6,516
農業、林業	921	765	553	465	368	300
うち農業	915	761	547	461	368	300
漁業	3	3	2	2	1	1
鉱業、採石業、砂利採取業	3	5	3	3	-	2
建設業	1,032	1,030	872	852	160	178
製造業	2,506	2,462	1,734	1,677	772	785
電気・ガス・熱供給・水道業	41	55	36	46	5	9
情報通信業	103	99	77	73	26	26
運輸業、郵便業	674	687	575	564	99	123
卸売業、小売業	1,994	1,853	935	841	1,059	1,012
金融業、保険業	227	212	80	67	147	145
不動産業、物品賃貸業	137	147	77	88	60	59
学術研究、専門・技術サービス業	326	327	209	198	117	129
宿泊業、飲食サービス業	791	791	270	269	521	522
生活関連サービス業、娯楽業	481	452	193	181	288	271
教育、学習支援業	768	774	314	278	454	496
医療、福祉	2,244	2,202	527	518	1,717	1,684
複合サービス事業	181	163	119	103	62	60
サービス業（他に分類されないもの）	762	828	495	535	267	293
公務（他に分類されるものを除く）	1,753	1,969	1,509	1,682	244	287
分類不能の産業	292	309	167	175	125	134

	増減数（2020年-2015年：人）			増減率（2020年-2015年：％）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	-106	-130	24	-0.7	-1.5	0.4
農業、林業	-156	-88	-68	-16.9	-15.9	-18.5
うち農業	-154	-86	-68	-16.8	-15.7	-18.5
漁業	0	0	0	0.0	0.0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	-	66.7	0.0	-
建設業	-2	-20	18	-0.2	-2.3	11.3
製造業	-44	-57	13	-1.8	-3.3	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	14	10	4	34.1	27.8	80.0
情報通信業	-4	-4	0	-3.9	-5.2	0.0
運輸業、郵便業	13	-11	24	1.9	-1.9	24.2
卸売業、小売業	-141	-94	-47	-7.1	-10.1	-4.4
金融業、保険業	-15	-13	-2	-6.6	-16.3	-1.4
不動産業、物品賃貸業	10	11	-1	7.3	14.3	-1.7
学術研究、専門・技術サービス業	1	-11	12	0.3	-5.3	10.3
宿泊業、飲食サービス業	0	-1	1	0.0	-0.4	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	-29	-12	-17	-6.0	-6.2	-5.9
教育、学習支援業	6	-36	42	0.8	-11.5	9.3
医療、福祉	-42	-9	-33	-1.9	-1.7	-1.9
複合サービス事業	-18	-16	-2	-9.9	-13.4	-3.2
サービス業（他に分類されないもの）	66	40	26	8.7	8.1	9.7
公務（他に分類されるものを除く）	216	173	43	12.3	11.5	17.6
分類不能の産業	17	8	9	5.8	4.8	7.2

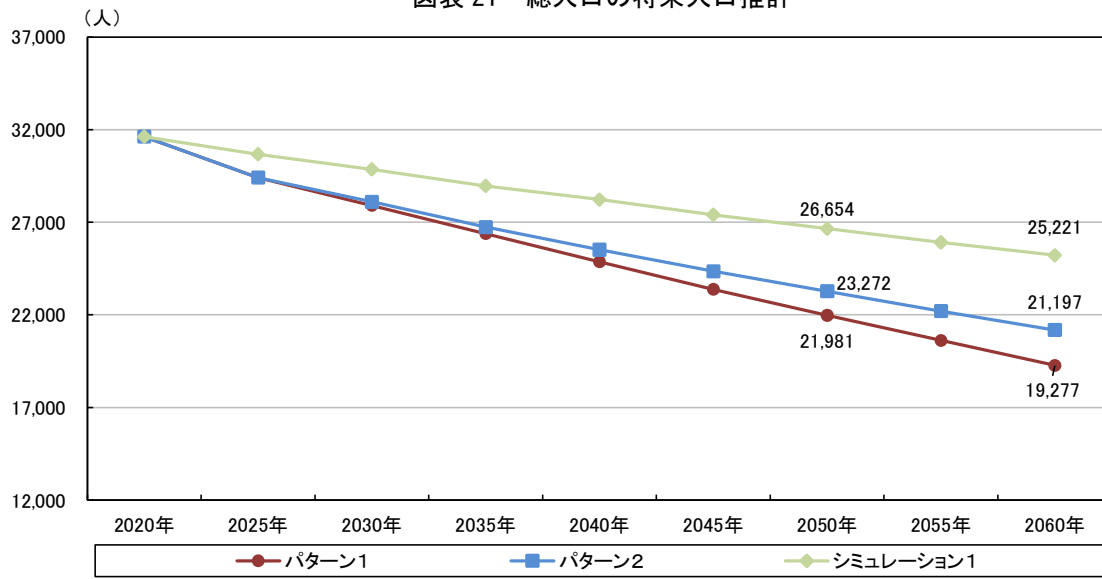
3. 将来人口推計

(1) 総人口の将来人口推計

- ◆パターン１：全国の移動率について、足元の傾向が続くと仮定した推計（社人研推計準拠）
- ◆パターン２：全地方公共団体で独自に出生や移動の仮定を設けた推計
- ◆シミュレーション１：仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした場合（転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合）のシミュレーション

パターン１ (社人研推計準拠)	出生に関する仮定： 原則として、令和2(2020)年の全国の子ども女性比(15～49 歳女性人口に対する0～4歳人口の比)と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして令和7(2025)年以降、市区町村ごとに仮定。
	死亡に関する仮定： 原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と都道府県の平成 27(2015)年→令和2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市区町村に対して一律に適用。60～64 歳→65～69 歳以上では、上述に加えて、都道府県と市区町村の平成 12(2000)年→令和2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を市区町村別に適用。
	移動に関する仮定： 原則として、平成 22(2010)年～令和2(2020)年の国勢調査(実績)等に基づいて算出された移動率が、令和 22(2040)年以降継続すると仮定。
パターン２ (市独自推計)	出生に関する仮定： 合計特殊出生率が令和 12(2030)年までに 1.8 まで上昇し、令和 22(2040)年までに人口置換水準(2.1)まで上昇し以降継続するものと仮定。
	死亡に関する仮定： 原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と都道府県の平成 27(2015)年→令和2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市区町村に対して一律に適用。60～64 歳→65～69 歳以上では、上述に加えて、都道府県と市区町村の平成 12(2000)年→令和2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を市区町村別に適用。
	移動に関する仮定： 原則として、平成 22(2010)年～令和2(2020)年の国勢調査(実績)等に基づいて算出された移動率が、令和 22(2040)年以降継続すると仮定。
シミュレーション１	仮に、パターン１(市独自推計)において、合計特殊出生率が令和 12(2030)年までに人口置換水準(2.1)まで上昇し、かつ移動(純移動率)がゼロ(均衡)で推移すると仮定。

図表 21 総人口の将来人口推計



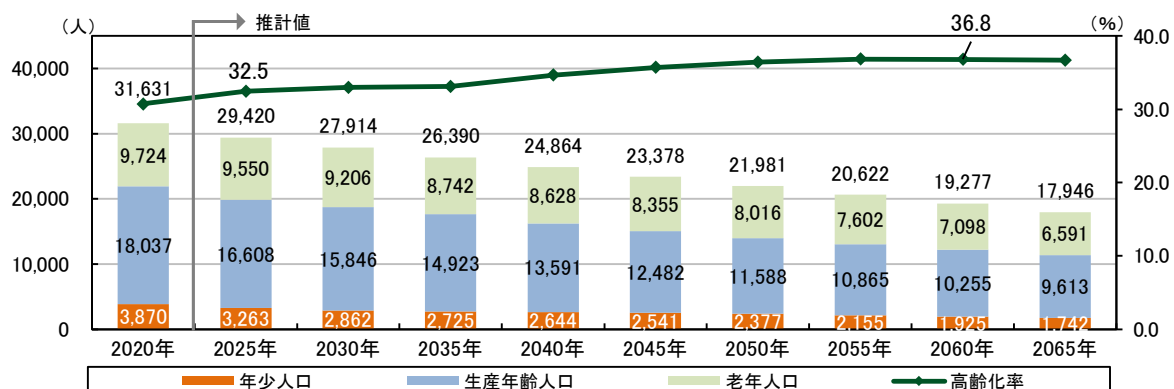
資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートを用いて作成

(2) 年齢3区分別人口の将来人口推計

「(1) 総人口の将来人口推計」のパターン1・2、シミュレーション1について、年齢3区分別人口と高齢化率をみると、以下の通りとなります。

図表 22 年齢3区分別人口の将来人口推計

■パターン1

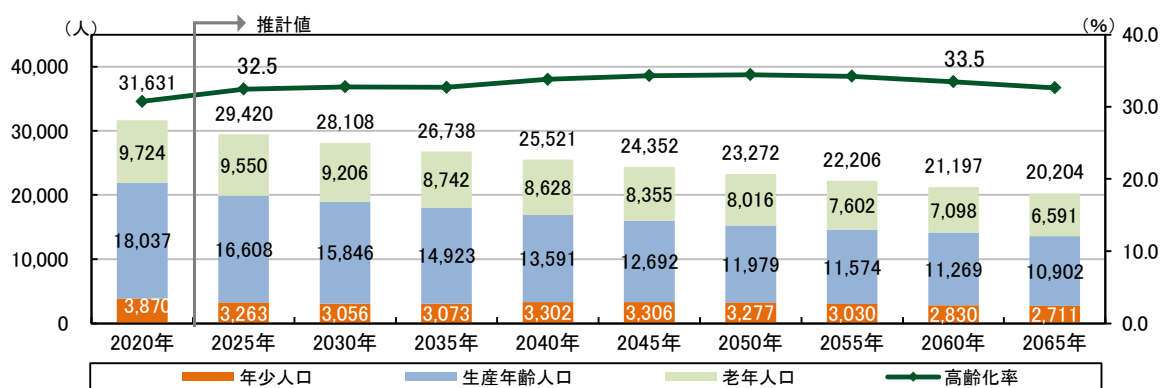


単位：人、%

パターン1	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
総人口	31,631	29,420	27,914	26,390	24,864	23,378	21,981	20,622	19,277	17,946
年少人口	3,870	3,263	2,862	2,725	2,644	2,541	2,377	2,155	1,925	1,742
生産年齢人口	18,037	16,608	15,846	14,923	13,591	12,482	11,588	10,865	10,255	9,613
老年人口	9,724	9,550	9,206	8,742	8,628	8,355	8,016	7,602	7,098	6,591
高齢化率	30.6	31.2	31.4	31.2	32.4	32.9	33.2	33.0	32.4	31.8

※基準値となる2020年の人口は、年齢不詳の人口を各5歳階級別に按分したものであり国勢調査人口と一致しません。

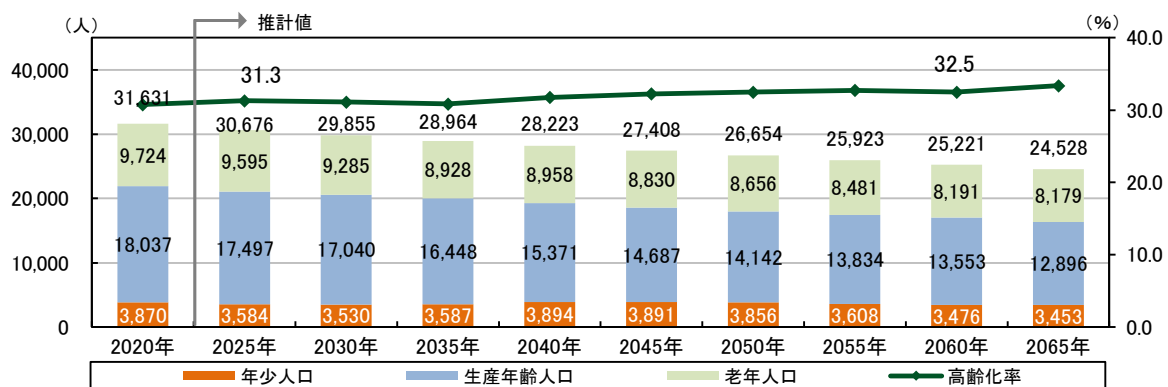
◆パターン2



単位：人、%

パターン2	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
総人口	31,810	29,420	28,108	26,738	25,521	24,352	23,272	22,206	21,197	20,204
年少人口	3,870	3,263	3,056	3,073	3,302	3,306	3,277	3,030	2,830	2,711
生産年齢人口	18,037	16,608	15,846	14,923	13,591	12,692	11,979	11,574	11,269	10,902
老年人口	9,724	9,550	9,206	8,742	8,628	8,355	8,016	7,602	7,098	6,591
高齢化率	30.6	32.5	32.8	32.7	33.8	34.3	34.4	34.2	33.5	32.6

▲シミュレーション 1



単位：人、%

シミュレーション 1	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年
総人口	31,810	30,676	29,855	28,964	28,223	27,408	26,654	25,923	25,221	24,528
年少人口	3,870	3,584	3,530	3,587	3,894	3,891	3,856	3,608	3,476	3,453
生産年齢人口	18,037	17,497	17,040	16,448	15,371	14,687	14,142	13,834	13,553	12,896
老年人口	9,724	9,595	9,285	8,928	8,958	8,830	8,656	8,481	8,191	8,179
高齢化率	30.6	30.6	30.9	30.6	30.2	30.6	30.8	30.5	29.9	29.3

(3)将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

人口の変動は、死亡を別にすると、出生と移動によって規定されます。推計を行ったパターン同士を比較することで、将来人口に及ぼす出生（自然増減）と移動（社会増減）の影響度を測ることができます。

パターン2は、人口移動に関する仮定をパターン1（社人研推計準拠）と同じとして、出生に関する仮定のみを変えているものです。そのため、パターン1による令和27（2045）年の総人口を、パターン1による令和27（2045）年の総人口で除して得られる数値は、仮に出生率が人口置換水準まで上昇したとした場合に30年後の人口がどの程度増加したものになるかを表し、その値が大きいほど、出生の影響度が大きい（現在の出生率が低い）ことを意味します。

また、シュミレーション1は、出生の仮定をパターン2と同じとして、人口移動に関する仮定のみを変えているものです。そのため、パターン2による令和27（2045）年の総人口をシュミレーション1による令和27（2045）年の総人口で除して得られる数値は、仮に人口移動が均衡となったとした場合に30年後の人口がどの程度増加（または減少）したものとなるかを表し、その値が大きいほど人口移動の影響度が大きい（現在の転出超過が大きい）ことを意味します。

パターン1とパターン2の比較、パターン2とシュミレーション1の比較により、本市の将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析すると、自然増減の影響度が「2（104.2%）」、社会増減の影響度が「3（112.5）」となっています。これは、出生率の上昇につながる施策を進めることで5～10%程度、また、人口の社会増をもたらず施策に適切に取り組むことで0～10%程度、将来の総人口が、社人研の推計人口よりもそれぞれ多くなる効果があると考えられるということです。

図表 23 自然増減・社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	(パターン1の令和27(2045)年の総人口／パターン2の令和27(2045)年の総人口)の数値に応じて、以下の5段階に整理。 「1」=100%未満、「2」=100～105%、「3」=105～110%、「4」=110～115%、「5」=115%以上の増加 パターン1の2045年推計人口 = 23,378人 パターン2の2045年推計人口 = 24,352人 ⇒ 23,378人/24,352人=104.2%	2
社会増減の影響度	(パターン2の令和27(2045)年の総人口／シミュレーション1の令和27(2045)年の総人口)の数値に応じて、以下の5段階に整理。 「1」=100%未満、「2」=100～110%、「3」=110～120%、「4」=120～130%、「5」=130%以上の増加 パターン2の2045年推計人口 = 24,352人 シミュレーション1の2045年推計人口 = 27,408人 ⇒ 24,352人/27,408人=112.5%	3

資料：『地域人口減少白書 2014-2018 全国1800市区町村 地域戦略策定の基礎データ』
 (一般社団法人 北海道総合研究調査会、平成26(2014)年、生産性出版)
 令和27(2045)年の総人口は、まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートを用いて作成

4. 人口の将来展望

(1) 現状と課題の整理

1. 人口の現状

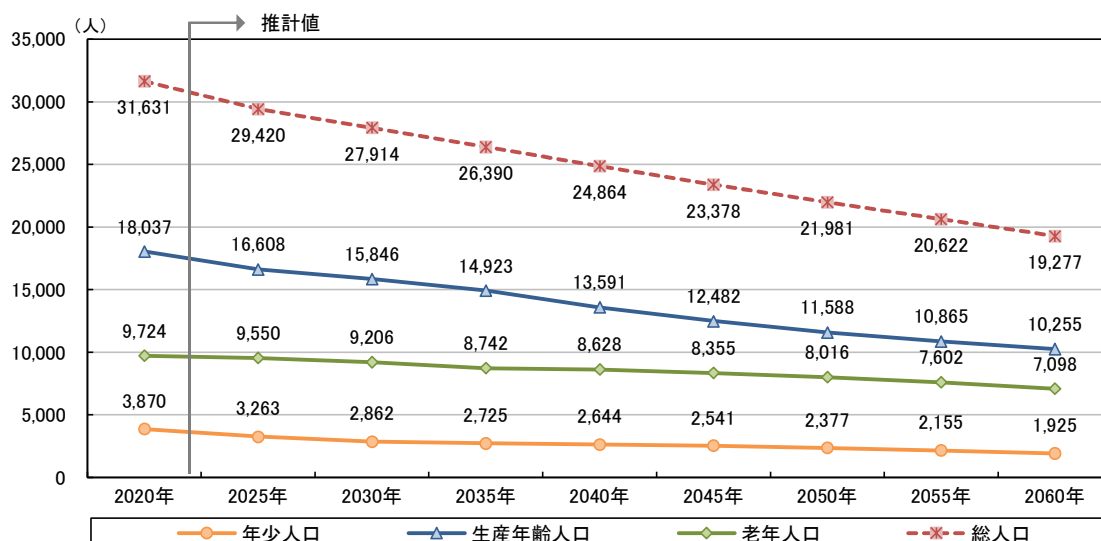
本市の総人口は、現在、減少傾向が続いており、将来人口推計においても、さらなる人口減少が想定されています。

自然増減については、出生数の減少と死亡数の増加がみられ、自然減が進行する傾向にあります。合計特殊出生率は、全国平均よりも高くなっていますが、人口置換水準には届いておらず、15～49 歳女性の人口が減少していることもあり、出生数の増加に結びついていません。

社会増減については、転入数、転出数ともに横ばいから微減で推移していますが、転出数が転入数をやや上回っており、概ね社会減での推移が続いています。特に県内の丸亀市、高松市との間での人口移動が多く、2 市に対しては転出超過となっています。長期的動向を年齢別にみると、男女ともに、進学や就職による移動が想定される 10 歳台後半で転入超過となる一方で、20 歳台後半で大幅な転出超過となっています。

将来人口推計について、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」に準拠したデータ「社人研推計準拠」（パターン 1）において、年少人口と生産年齢人口は、令和 42（2060）年には令和 2（2020）年から約 5～5.5 割減少し、老年人口も、令和 2（2020）年の 9,724 人以降、減少に転じるという推計結果が出ています。

図表 24 「社人研推計準拠」による年齢 3 区分別人口の比較



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートを用いて作成
※2020 年の人口は、年齢不詳の人口を各 5 歳階級別に按分したものであり国勢調査人口と一致しません。

2. 人口減少が地域に及ぼす影響

少子高齢化を伴った人口減少は、地域経済や医療、教育など様々な分野において影響を及ぼすこととなります。

■ 地域経済への影響

生産年齢人口の減少に伴い就業者数が減少し、生産性が停滞した状態が続くことで、経済成長率がマイナス成長に陥ることが見込まれ、人口減少による経済規模の縮小がさらなる縮小を招く経済の「縮小スパイラル」に陥るリスクがあります。

また、農業の後継者不足による耕作放棄地や休耕地の増加、担い手不足による企業の廃業や撤退のもたらす産業の停滞・衰退といった問題も想定されます。

■ 地域社会への影響

地域経済の縮小により消費が減少し、商店や医療施設の経営に支障をきたすことで、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの確保が問題となります。

また、核家族化や高齢化の進行により高齢者独居世帯の増加が想定されるほか、適正な維持管理ができない空き家が増加することが懸念されます。

さらには、構成員の不足により地域の防災組織が機能しなくなるほか、防災拠点となる施設の不足や不備等が生じ、住民の安全確保が困難になることが想定されます。そして、様々な要因が積み重なった結果、地域社会の活力の低下につながる可能性があります。

■ 教育・地域文化への影響

少子化の進行により、学級数や1クラス当たりの児童数が減ることで、集団学習活動や文化・スポーツ活動の実施に制約が生じるなど、児童生徒への教育環境の変化にも影響することが想定されます。さらに、地域の伝統行事や祭りなどの担い手減少による地域文化の衰退が想定されます。

■ 医療・福祉への影響

少子高齢化が加速することで、高齢者が地域社会の担い手としての重要性が増す一方で、医療・介護等の高齢者福祉等のニーズはさらに増加していくことが予測され、医療、福祉サービスにおける人材不足の深刻化が懸念されます。

■ 社会保障費への影響

労働力となる生産年齢人口が減少することで、税収の減少が想定されます。また、年金、医療、介護等の社会保障費に係る将来の財政負担がますます大きくなり、家計や企業の経済活動に大きな影響を与えます。それを見越した制度の持続可能性の確保や世代間の不公平の是正が重要となります。

(2) 目指すべき将来の方向

本市の直面する人口減少問題は、地域経済や地域社会に影響を及ぼし、すべての住民に関わる極めて深刻な問題です。その克服に向けて、すべての住民が共通の認識のもとに、一体となって対策に取り組んでいくことが重要です。

本市の現状と課題を踏まえ、今後の人口減少問題に対応していくためには、二つの方向性が考えられます。一つは、出生率を向上させることによって人口減少に歯止めをかけ、将来的に調和的な人口構造を目指すことであり、もう一つは、転出の抑制と転入の増加によって人口規模の安定と確保を図ることです。この二つの対応を同時並行的かつ相乗的に進めていくことが必要となっていくます。

また、一方で、当面は避けることのできない少子高齢化・人口減少社会を前提とした、効率的かつ効果的な行政運営を構築していくという視点をもつことも求められます。

この目指すべき将来の方向を実現していくために、本市の今後の取り組みにおいて、以下の4つの基本目標を掲げます。

●●誰もが安心して暮らし、活躍できるまちを創る●●

- ・産業振興と雇用対策により、新たな雇用を創出します。
- ・災害対策を強化し、防犯環境を充実させます。
- ・安心して子どもを産み育てられる環境作りを推進します。
- ・安全で質の高い医療を確保し、介護サービス等を充実させます。
- ・性別に関わらず、誰もが活躍できるまちを実現します。

●●愛着と誇りを育む、オンリーワンのまちを創る●●

- ・地域への愛着を育むため、ふるさと学習を推進します。
- ・獅子舞などの伝統芸能を次世代へ保存継承する活動を支援します。
- ・地域への誇りと愛着を創造し、地域の持続的発展を可能とするため、善通寺ブランドの確立を目指します。

●●善通寺への流れを創る●●

- ・地域の魅力や生活に関する情報を発信し、善通寺に住んでみたい人を増やします。
- ・地域の観光資源を活かした、新たな観光戦略を構築します。
- ・地域と継続的なつながりを持つ関係人口を増やします。

●●美しく住みやすい、持続可能なまちを創る●●

- ・都市機能を再編し、多くの人で賑わう市街地の形成を目指します。
- ・空き家・空き地の活用や交通機関の充実を図ります。

(3)人口の将来展望

「社人研推計準拠」による将来推計人口によると、本市の総人口は、令和 22（2040）年を前に 25,000 人を下回り、その後も減少を続け、令和 42（2060）年には 19,277 人となるとされています。これに対して、「目指すべき将来の方向」に沿って適切に対策を進めることを前提に、次の仮定のもと、本市の将来の人口規模を展望します。

●●自然増減に関する仮定

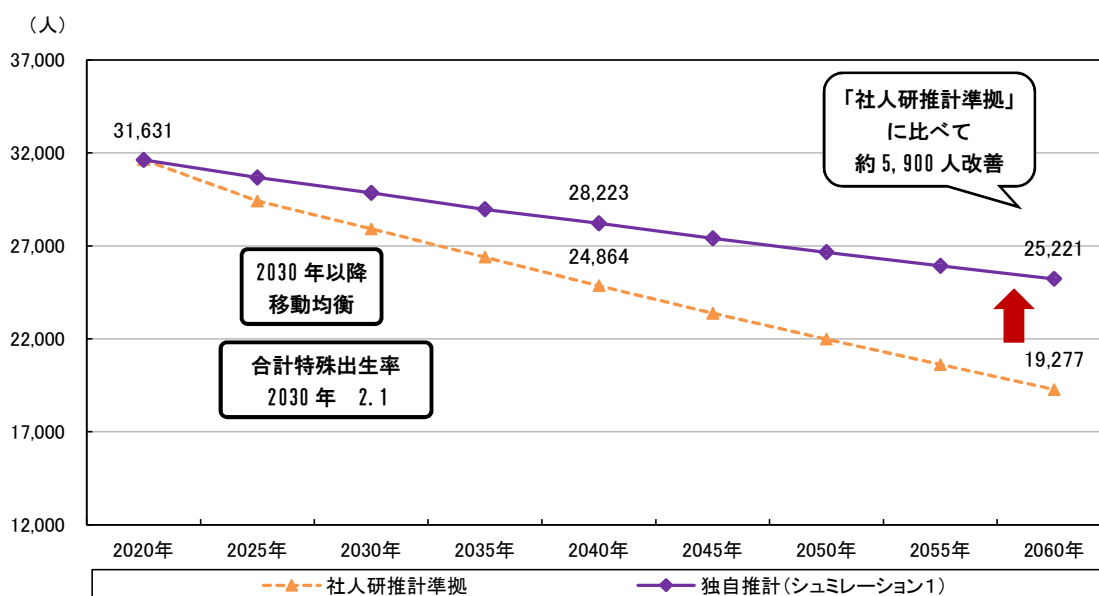
現在本市で 1.58 を示している合計特殊出生率が、令和 12（2030）年に 2.1 まで上昇すると仮定します。

●●社会増減に関する仮定

現在概ね社会減で推移している本市の人口移動の状況について、令和 12（2030）年までに転入と転出が均衡し、その後も移動均衡で推移すると仮定します。

このように自然動態と社会動態を改善させることにより、令和 42（2060）年の人口 25,221 人の確保を見込むことができます。これは、「社人研推計準拠」に比べて、5,944 人の人口減少に対する改善効果が見込まれます。

図表 25 人口の将来展望



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートを用いて作成

※2020年の人口は、年齢不詳の人口を各5歳階級別に按分したものであり国勢調査人口と一致しません。

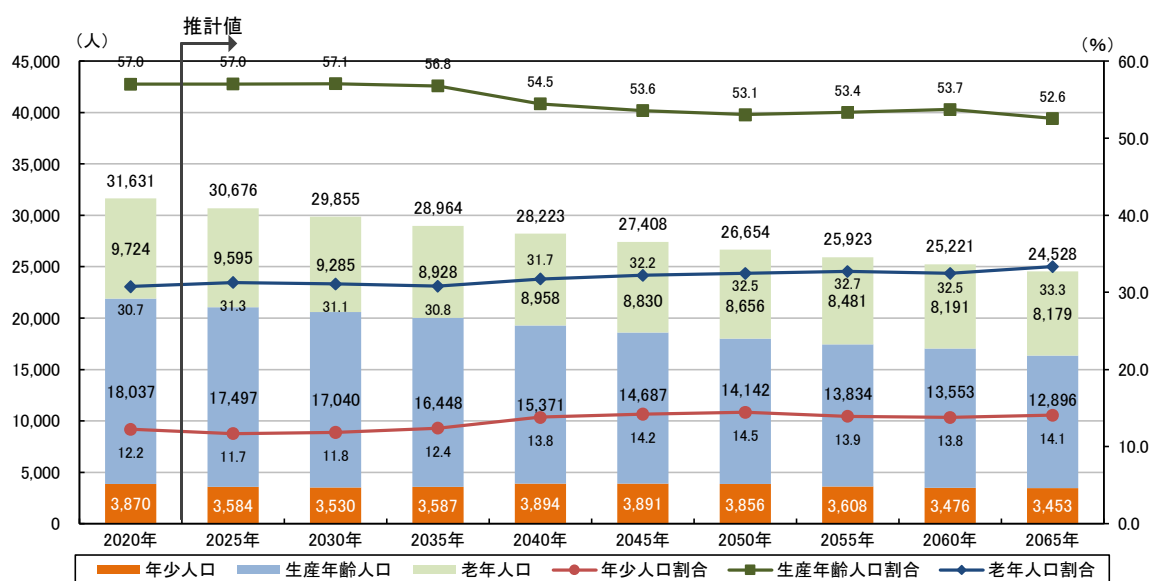
次に、人口の将来展望を年齢3区分別にみてみます。

年少人口（0～14歳）は、令和22（2040）年の3,894人まで緩やかに上昇しますが、以降は緩やかに下降して推移します。構成割合は、令和7（2025）年以降上昇し、令和22（2040）年以降は13%以上を維持します。

生産年齢人口（15～64歳）は、令和2（2020）年以降、緩やかに減少していきます。構成割合も、令和12（2030）年以降、緩やかに減少しますが、50%以上を維持して推移します。

老年人口（65歳以上）は、令和2（2020）年から減少に転じていきます。構成割合は、令和2（2020）年に30%台に突入したのち、横ばいで推移します。

図表 26 人口の将来展望（年齢3区分別人口及び割合）



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートを用いて作成
 ※2020年の人口は、年齢不詳の人口を各5歳階級別に按分したものであり国勢調査人口と一致しません。

善通寺市 人口ビジョン

発行年月：令和 7 年 3 月

発 行：善通寺市 総務部 政策課

所 在 地：〒 765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号

T E L：0877-63-6303

F A X：0877-63-6351